

兵庫県公報

令和6年4月30日 火曜日 第511号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 包括外部監査契約の締結について（財政課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（地域福祉課）	2
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	2
○ 令和6年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（地上散布）（治山課）	2
○ 保安林の指定（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	6
○ 令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（同）	7
○ 道路の指定（中播磨県民センター）	8
○ 指定公金事務取扱者の指定（県立人と自然の博物館）	8
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	8
病院局公告	
○ 兵庫県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザルの実施	9
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	11

告 示

兵庫県告示第410号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 遠藤 眞廣
- (2) 住所 西宮市殿山町4番19号

2 契約の期間の始期

令和6年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

4 監査に要する費用の支払方法
 監査の結果に関する報告書提出後支払い



兵庫県告示第411号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問看護ステーション いな歩	川辺郡猪名川町広根字 九十九8	医療法人社団衿正会	川辺郡猪名川町広根字 九十九8	事業所名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
共生訪問看護ステーション	洲本市物部3-3-8	特定非営利活動法人すもと 共生ネットワーク	洲本市物部3-3-8



兵庫県告示第412号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以 外の苗 木育成	
光5	株式会社 コウエイ 代表取締役 坂口周作 兵庫県たつの市新宮町大屋409番 地の2	○	○	○	○	株式会社 コウエイ 兵庫県たつの市新宮町 大屋409番地の2



兵庫県告示第413号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 区域及び期間

(1) 区域

豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

(「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和6年5月21日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

前記1(1)の区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて前記3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 前記3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 前記3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに前記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、後記(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 前記3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書をその措置を行った後、速やかに前記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が前記3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

**兵庫県告示第414号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

赤穂市木生谷字三味下26の11、26の22、26の34、26の35、29、31、32、33の1、33の2、34から37まで、39から41まで、字東山188の1、188の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三味下26の11、29・31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、36、37、39から41まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第415号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市昆陽北1丁目11番の一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びに二クロロ四・六-ビス（エチルアミノ）-一・三・五-トリアジン



兵庫県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山五月台(5) (115000211)	宝塚市中山五月台6丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山五月台(6) (115000212)	宝塚市中山五月台6丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山五月台(4) (115000213)	宝塚市中山五月台4丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山台(3) (115000214)	宝塚市中山台2丁目、中筋山手7丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
中筋山手(4) (115000215)	宝塚市中筋山手7丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台西(2) (115000216)	宝塚市山手台西（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(7) (115000223)	宝塚市山手台東4丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(8) (115000224)	宝塚市山手台東4丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(9) (115000225)	宝塚市山手台東4丁目（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(10) (115000226)	宝塚市山手台東4丁目（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(11) (115000227)	宝塚市山手台東2丁目（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(12) (115000228)	宝塚市山手台東2丁目（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(13) (115000229)	宝塚市山手台東1丁目（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図13までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第417号

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 豊楽園 I (105000002)の項中別図2を次の図面のとおり改める。
- 東山(1) I (105000057)の項中別図57を次の図面のとおり改める。
- 東山(2) I (105000058)の項中別図58を次の図面のとおり改める。
- 東山(3) I (105000059)の項中別図59を次の図面のとおり改める。
- 仁川(3) I (105000070)の項中別図70を次の図面のとおり改める。
- 愛宕山(2) I (105000083)の項中別図83を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第804号（土砂災害警戒区域の指定）について、次のとおり指定を解除する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若草町(2) I (101050082)	神戸市須磨区車（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊

兵庫県告示第419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）について、次のとおり指定を解除する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名谷(3) III (101060161)	神戸市垂水区名谷町（別図131のとおり）	急傾斜地の崩壊
名谷(4) III (101060162)	神戸市垂水区名谷町（別図132のとおり）	急傾斜地の崩壊

兵庫県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）について、次のとおり指定を解除する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一ヶ谷 I (105000076)	西宮市一ヶ谷町 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊



兵庫県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中山五月台(4) (115000213)	宝塚市中山五月台4丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中山台(3) (115000214)	宝塚市中山台2丁目、中筋 山手7丁目(別図2のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
山手台西(2) (115000216)	宝塚市山手台西(別図3の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山手台東(7) (115000223)	宝塚市山手台東4丁目(別 図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山手台東(8) (115000224)	宝塚市山手台東4丁目(別 図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山手台東(9) (115000225)	宝塚市山手台東4丁目(別 図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山手台東(10) (115000226)	宝塚市山手台東4丁目(別 図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山手台東(11) (115000227)	宝塚市山手台東2丁目(別 図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第422号

令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

苦楽園(2)(2)I(105000019)の項中別図6を次の図面のとおり改める。

甲東園I(105000087)の項中別図43を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置

いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第423号

平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

大願寺(3) I (139010104)の項中別図35を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第424号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業 神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月5日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加東市	東播都市計画地区計画	下ノ山地区地区計画



兵庫県告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三田市	阪神間都市計画道路	八景線
同市	阪神間都市計画公園	対中公園
伊丹市	阪神間都市計画防火の施設	1号昆陽水槽外19箇所
宝塚市	阪神間都市計画道路	3.5.858号 中筋山本線ほか1路線
同市	阪神間都市計画公園	3.3.602号 中筋公園
姫路市	中播都市計画市場	第1号姫路市中央卸売市場
同市	中播都市計画病院	第1号兵庫県立姫路病院（仮称）
多可町	中都市計画下水道	多可町公共下水道

兵庫県告示第427号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06中播予定 0001号	6.4.17	揖保郡太子町糸井字柿ヶ坪288番8、288番14、288番15、288番23から288番28まで、288番31から288番35まで、288番37から288番39まで、301番3、301番12、301番13、301番18、301番22から301番25まで	18.0	130.0

兵庫県告示第428号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の徴収に関する事務を委託した。

令和6年4月30日

兵庫県立人と自然の博物館 館長 村上哲明

名 称 テルウェル西日本株式会社 関西支店
 兵庫営業支店 営業支店長 和田 光生
 住所又は事務所の所在地 神戸市中央区浪花町64 三宮電ビル4階
 徴収を委託した歳入 兵庫県立人と自然の博物館使用料
 指定した日 令和6年4月1日
 委託した日 令和6年4月1日

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ザグザグ姫路花田店

所在地 姫路市花田町上原田字裏垣内204番ほか

2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要

- (1) 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和54年法律第137号)を遵守し、適正に保管すること。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準を遵守すること。
- (2) 騒音の予測結果において、一部基準を超過する地点があるため、必要に応じ対策を講じること。また、付帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づき手続を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間
令和6年4月30日から1週間

病 院 局 公 告

兵庫県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザルの実施

兵庫県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザルを実施する。

令和6年4月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

1 調達内容

- (1) 名称
県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザル
- (2) 募集要領
別途配布する「県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)による。調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要領で指定する物質等を有すること。
- (3) 納入期限
令和7年3月31日(月)
- (4) 納入場所
県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070

2 参加資格

- (1) パッケージ型電子カルテシステムの取り扱いをしており、日本国内において、一般病床400床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績(開発中のものを含む。)を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県(以下「県」という。)の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 参加手続

- (1) 事務局
〒650-8567 神戸市中央区下山手5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課
電話(078)341-7711 内線3465
FAX(078)362-9001

(2) 募集要領の配布

ア 配布

(イ) 配布期間

令和6年4月30日(火)から同年5月14日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 配布場所

上記(1)に同じ。

イ インターネットからのダウンロード

令和6年4月30日（火）から同年5月14日（火）まで

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/byoin-keiei/index.html>以下に掲載

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年5月7日（火）から同月14日（火）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和6年5月13日（月）までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。

イ 受付期間

令和6年5月14日（火）から同月21日（火）まで

ウ 回答方法

令和6年5月31日（金）から同年6月7日（金）までの間に、電子メール又はFAXにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、事務局において閲覧方式により行う。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年5月14日（火）から同年6月10日（月）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和6年6月7日（金）までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

(7) 企画提案書 12部

(4) 企画提案書要約版 12部

(7) その他募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立リハビリテーション中央病院医療情報システムプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「兵庫県立リハビリテーション中央病院医療情報システム調達業務」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び所定の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- キ プロポーザル参加者数及び参加申込者名は、プロポーザル審査終了後までは公表しない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

兵庫県選挙管理委員会〇〇〇
委員長〇永田秀一

表宍粟市の項中

「

生涯学習センター学遊館	宍粟市山崎町東下野18
センター三方	宍粟市一宮町三方町590
市民センター波賀	宍粟市波賀町上野235

」

を

「

生涯学習センター学遊館	宍粟市山崎町東下野18
-------------	-------------

」

に改める。